

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集
第 37 集 (2005年度) 2006年 3 月発行 : 35—59

フランスにおける大学自治

—2003年の高等教育機関自治法（大学改革法）案を巡って—

大 場 淳

フランスにおける大学自治

—2003年の高等教育機関自治法（大学改革法）案を巡って—

大 場 淳*

自治（自律性）¹⁾は、多くの国において大学に認められる属性である。1988年の大学大憲章（Magna Charta Universitatum）²⁾は大学を「自律的教育機関（institution autonome）」と定義し、全ての政治的・経済的・思想的権力から独立するべきことを謳った。フランスでは、大学は革命後に廃止され、復活した後も長く国の直接の管理に置かれていたが、1968年の高等教育基本法（フォール法）によって全く新しい構想に基づく大学が創設され、それらの大学に対して大幅な自治が認められた。この枠組は1984年の高等教育法（サバリ法）³⁾によっても基本的には維持され、現在に至っている。

今日、行政改革、地方分権、欧州高等教育圏創設、国際的競争の拡大といった大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、各大学が自発的に創意工夫しつつ諸課題に対応するため、大学の自律性拡大は喫緊の課題となっている。本稿は、2003年にリュック・フェリ国民教育大臣⁴⁾（以下「フェリ大臣」と言う。）によって構想された高等教育機関自治法（大学改革法）案（フェリ法案）を取り上げ、それが最終的に廃案となるまでの経緯を追いながら、フランスにおける大学自治について検討することを目的とする。そして、国立大学の法人化等によって見直されている日本の大学自治に示唆するところを可能な限り探ることとしたい。

I 自律的大学の設立と大学を巡る環境の変化

1. 1968年のフォール法による自律的大学の設立

1968年の大学紛争を契機として制定された高等教育基本法（フォール法）によって、旧来の学部（*faculté*）が廃止・解体され、複数の学問領域で構成される新しい大学が創設された。そして、それらの大学に対して自治が認められるとともに、学長や全学評議会⁵⁾といった管理機構の整備が図られた。フォール法は、第3条で「大学は、法人格（*personnalité morale*）と財政的自治（*autonomie financière*）を有する学術的・文化的性格を有する公共施設（*établissement public à caractère scientifique et culturel: EPCSC*）⁶⁾」と定め、また、第3章「行政的自治と参加」、第4章「教育的自治と参加」、第5章「財政的自治」において、広範に自治の内容を規定した。これらには、構成員による学長選出、組織編成や教育研究活動についての幅広い意思決定、財政上の一定の自由等が含まれ、その結果、他の行政機関と比較して大学は大幅な自律性を有することとなった（Renaut, 1995: 263）⁷⁾。これに伴って、大学の法的地位は、国民教育大臣の代理人としての大学区長（*recteur*）によって管理される学部の集合体としての公共行政施設（*établissement public adminis-*

*広島大学高等教育研究開発センター助教授

tratif: EPA) から、学長の決定及び管理運営評議会の議決等によって管理される前述の EPCSC に変更された。大学は、より自律性の高い環境の下で、学問領域を集結した教育研究活動を発展させ、社会から付託された使命に応えることが期待されたのである (Musselin, 2001 : 55)。

フォール法を受け継いだ1984年の高等教育法 (サバリ法) は、第20条 (現在の教育法典 L. 711-1 条) 第1項において、大学は「法人格と教育的・学術的・行政的・財政的自治 (autonomie pédagogique et scientifique, administrative et financière) を有する」と定め、更に、同第4項で、「それらは自律的 (autonome) である」と規定し、大学自治をより明確に法律に位置付けた。サバリ法で定められた枠組は、制定後実質的に変更されることなく今日に至っている。なお、サバリ法は教育の職業対応 (professionnalisation) を明確にしたことから、EPSC の地位は、EPSC から学術的・文化的・専門的性格を有する公共施設 (établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel: EPCSCP) となっている。

この新しい制度の下で、フランスの大学は大幅な拡大を見た。1960年に21.5万人に過ぎなかった大学生数は、2000年には6.6倍の142.7万人に達した。ちなみに、同じ期間に日本の大学は2度に渡る高等教育拡大の時期を経てきたが、その間の学生数の拡大は4.4倍に留まった。増大した学生受入れには1990年代から導入された契約政策が大きく寄与したことが知られているが、同時に契約政策は大学の自律性拡大にも貢献したと言われる。なお、1993年、当時のフィヨン高等教育・研究大臣は、大学が自由に組織を編成することを可能にする法律 (フィヨン法) の制定を目指し、法案は議会で可決されたものの、大学の組織を決定するのは議会の権限であるとした憲法院で同法は無効と判断されている。

2. 大学を巡る環境の変化と大学自治

フォール法で認められた大学自治は広い範囲に及んでいたが、他方において、程度の差はあれども国の機関に共通して適用される諸規則による制約からは免れていなかった。また、予算や学位授与権認証、教員審査等を通じた国民教育省による統制が無くなった訳ではなかった。1995年のロラン報告 (Laurent et al, 1995 : Introduction)⁸⁾ は、国が高等教育に一定の責任を有するとしつつも、「法律は自治を説くが、政令、省令、通知は、中央人民政府の権限を強化する傾向が極めて強いが、或いは、“自律した大学 (établissement autonome)” の責任者に対する不信感を示している」と述べ、自律性拡大とそれに伴う責任体制整備並びに評価手続確立を促した。

他方、自治は与えられたものの、多くの大学において、例えば、国に対する定員要求に優先順位が付されなかったり、学内予算配分が国の基準を踏襲して行われる⁹⁾ など、その運営は戦略や計画に基づく自律的運営には程遠い状態であった。自治は大学によって十分に活用されていたとは言い難く、大学外の者に対して自律性拡大の要求は説得力に乏しかった (Musselin, 2001 : 65)。

しかしながら、フォール法後も温存された中央集権的な体制は、学外・学内の双方における環境変化の中で揺さぶられ、今日、大学の自律性を拡大する方向で大きく動き始めている。学外では、国から地方等への権限委譲 (décentralisation)、中央から出先機関等への権限分散 (déconcentration)、事後評価を重視する国の予算配分方式の変更 (予算組織法 (LOLF) の制定)、地域経済への大学の

組み込み、国際的な高等教育機関間の競争、欧州高等教育圏創設の動きなど、大学を巡る環境が急速に変化し、大学に求められるサービスや置かれた環境が多様化する中で、全国統一的な規則を以て大学を詳細に規定することが次第に困難になってきている。また、学内においては、進学率上昇や生涯学習進展による学生の多様化、情報通信技術の発達等による教育手法の変化等によって、大学教育の在り方が多様化するとともに、大学が策定する計画に基づいて締結される契約（四年契約）による予算配分が次第に大きくなるに連れて、大学の運営体制が整備され、長期的な戦略に基づいた大学運営が可能となってきた。

2001年3月にリルで開催された大学長会議（CPU）のシンポジウム「大学自治」を経て採択された基本方針書（*texte d'orientation*）「大学自治と責任：新しい公役務（*service public*）に向けて」は、大学が独自の政策決定とその実行において主導する能力を幅広く有することを促しつつ、自治は環境変化に大学が適応していくため不可欠の条件であって、その大幅な拡大を求めた（CPU, 2001：62-63）。そして、具体的に、学則制定・改定等に必要とされる管理運営評議会の必要賛成者数の緩和、現在一期（5年）限りとされる学長の再選を可能とすること、学位授与権認証手続の簡素化、職員種別等毎ではない包括的な教員外職員の配分、大学審議会（CNU）¹⁰の枠組を維持しつつも大学独自の教員採用と職務内容の規定を可能とすること等を提言し、更に、自治をより実効的にするため、大学間協力の拡大、上級管理職員の管理運営能力の開発（特に、財務、人事、安全、情報通信システムについて）、大学が提案し国が認証する基準に基づく評価の実施等を求めた。

2003年の高等教育機関自治法（後の大学改革法）案は、上に述べたような文脈の中で構想されたものである。次章では、それに至る背景を同法案提出者であるフェリ大臣の前年秋の演説に見た上で、その内容について検討することとしたい。

II 高等教育機関自治法（大学改革法）案

1. 2002年秋のフェリ国民教育大臣演説

2002年10月7日、新学年記者会見において、フェリ大臣は、1節を「大学自治の発展と州（*Régions*）と大学との新しい連携の構築」に充て、大学の自律性拡大へ向けての意向を示した。フェリ大臣は、全国大学評価委員会（CNE）の一連の報告書¹¹、大学長会議（CPU）の前述2001年シンポジウムでの提言を踏まえつつ、職業教育、継続教育、修得経験認定（VAE）¹²、研究の成果活用（*valorisation*）、国際化といった新たな使命に大学が対応していくためには、大学の自律性を拡大することが不可欠であるとし、その理由として次の三つを挙げている。

1. 国際的な科学競争の挑戦に対して、大学がより効果的に応えることができるようになること。
2. 契約政策における国と対等な当事者としての地位を大学に与えること。
3. 「大学段階で管理し得ることは全てそのようにするべきである」という単純な原則を導入することによって、分権の強力な手段となること。

そして、自律性拡大の具体的な内容を決めるため、意見集約のための協議を早急に開始する意向

を示すとともに、最も早急に取り組むべき課題として以下を挙げた。それらは、CPU等のそれまでの議論を多く採用したものとなっている。

■ 大学の運営及び内部組織に関する規制の緩和。

- ・学則に関する管理運営評議会の議決が困難となっていることに鑑み、定数の2/3ではなく、出席者の2/3で議決できるようにすること。
- ・学長の権限委任が可能となる範囲を拡大し、また、公契約 (marchés publics) に関する権限委任規定を設けること。
- ・管理運営評議会の意思決定を円滑に行うため、特定の事項に関して技術同数委員会 (CTP)¹³⁾ を活用すること。
- ・大学の内部組織編成に関する自由の拡大。

■ 産業・商業活動センター (SAIC)¹⁴⁾ を全ての大学に設置できるようにすること。

そして、その次の段階として、近く始められる地方分権に関する検討の枠組の中で、州との連携強化を図りつつ、大学の財政的自治の拡大、学長の再任可能性、副学長選任方法、学長と評議会委員の任期同期化、予算配分の包括化、施設・設備管理の在り方等について検討すべきことを示唆した。また、この節の最後において、現在の大学の法的地位である EPCSCP の見直しについて述べる中で、国際的に競争力のある教育研究拠点 (pôles et réseaux d'excellence) を発展させるため、法人格を有する連合体 (groupement doté de la personnalité morale) 創設の可能性について言及し、当該連合体について、連合モデル (modèle confédéral) から連邦モデル (modèle fédéral) へ次第に移行していくことを検討する旨示唆した。

2. 高等教育機関自治法案の提出

翌2003年4月下旬、高等教育機関自治法の草案(4月22日付)が公表された。それまでにフェリ大臣は、同年3月にポワティエで開催された大学長会議(CPU)のシンポジウムで、地方分権が政府全体の最重要政策になっている中で、高等教育については原則として地方分権は進めずに、「機能的分権(décentralisation fonctionnelle)」によって大学の自律性拡大を推進するとした。そして、大学自治について、「戦略策定においてより多くの自由を大学に与えるもので、その結果、より多くの責任を伴うものである」と定義する一方で、自律性拡大によって国が担うべき調整の役割を僅かたりとも放棄するものではなく、評価の充実によってこれまで通りその役割を担っていくとし、規制の緩和、地方公共団体と大学との連携拡大、学長執行部(équipe présidentielle)の強化、評価の充実を内容とする法案を初夏に提出する方針を示した(CPU, 2003: 61-63)。

2003年4月下旬の法律草案公表は、高等教育に関する重要施策決定に際して諮問が必要とされる高等教育・研究審議会(CNESER)¹⁵⁾に諮るために行われたものである。草案は、全部で20数項目に渡るもので、これまでCPU等から要望を受けてきた大学に関する諸規則の緩和や予算の包括化、現在国民教育大臣が務めるCPU議長の内閣での選出といった国の関与縮小等とともに、評価の充実、学内における意思決定迅速化の方策、大学間や地域との連携拡大を含んでいる。表1にその項目一覧を示した。

表 1 高等教育機関自治法草案（2003年4月23日付）の項目

項目番号	項目名
1	大学と地方公共団体との間の協力・連携協約
2	大学協力機関 (établissements publics de la coopération universitaire: EPCU)
3	基本戦略評議会 (conseil d'orientation stratégique: COS)
4	他の種類の高等教育機関への適用
5	契約の評価
6	学則に関する意思決定
7	大学長の選挙
7の2	副学長（うち一人は学生）の選任方法
7の3	大学長の権限委任
8	大学の構成組織
9	教育研究単位（UFR）及び教育研究施設の長の任期
10	定期的な評議会委員の改選
11	暫定管理者（administrateurs provisoires）
12	欧州高等教育・研究圏
13	技術大学（universités de technologie）
14	包括的予算（budget global）
15	大学等への施設移管（dévolution du patrimoine aux établissements）
16	高等教育・研究審議会（CNESER）
17	大学長会議（CPU）
18	技術同数委員会（comités techniques paritaires）
18の2	大学同数委員会（commissions paritaires d'établissement）
19	全大学等における産業・商業活動センター（SAIC）設立可能性
20	係争処理（recours contentieux）
21	大学共同図書館（bibliothèque interuniversitaire）の地位の改善
22-23	海外領土（TOM）への適用
24-25	移行規定

なお、4月23日付草案（表1）はCNESER委員向けの法律草案の骨格を含む解説資料であったが、5月9日、国務院¹⁶⁾で法案の事前審査が行われ、それを踏まえた同日付の法案が公表されている。

3. 高等教育機関自治法案への対応

法案の送付を受けた高等教育・研究審議会（CNESER）委員（代表を送っている団体）の反応は多様なものであった。本節では、フェリ法案が、CPUや教職員組合、学生団体といった関係各方面からどのように受け止められたのかを見ることとしたい。

(1) 大学長会議（CPU）

CPUは、高等教育機関自治法案常設委員会を設置していたが、2003年5月15日、同委員会は法案に関するコミュニケを発し、包括的予算、施設の大学への移管、学則に関する規定の変更、欧州との協力拡大といった大学の責任と自律性を拡大する方策には賛同するとした。しかしながら、基本戦略評議会委員の選任は大学が行うべきであること、学長執行部の一体性やその強化と責任の拡大、副学長の選任方法、学長再選の可能性等の点で不満であるとした。

(2) 教職員組合

CNESER に代表を送っている組織の一つである高等教育教員組合 (SNESUP) は、4月30日、今回の草案送付が初めての協議であって、CNESER 会合までに法案を検討する時間が不十分であると国民教育省の協議手法を批判した¹⁷⁾。そして、5月5日、「公役務の基本の一つである高等教育・研究への攻撃」と題して法案を厳しく非難する声明文 (SNESUP, 2003) を発した。当該声明に盛り込まれた法案に関係する非難の内容は、大凡以下の通りである。

1. 公務員としての地位や使命が脅かされ、教職員の職務が増えること。
2. 大学等が競争に晒され、「公的企業」に転化させられること。
3. 国際競争を口実とした国の権利と義務の放棄とそれらの州や大学等への移管、学生数1万5千人以下の大学の統合。
4. 国による教育や学位の枠組を廃しての LMD 導入。

これらの批判の中には、国が示した方針や実際の政策との矛盾や齟齬が数多く見られる。例えば、フェリ大臣は、同年3月の前述 CPU シンポジウムで、政府によって地方分権が進められる中でも、高等教育は地方移管せずに国が責任を有する公役務として維持し、また、教職員の地位も変更しないことを述べている。こうした見解の相違は、一つには、具体的施策や公役務についての解釈の違いと思われるが、他方で、組合による活動として扇動的な側面も窺うことができよう¹⁸⁾。

(3) 学生団体

学生団体については、全く異なった対応を示したフランス全国学生連合 (UNEF)¹⁹⁾ と学生地位向上・支援連合会 (PDE)²⁰⁾ を取り上げる。両組織とも、CNESER に代表を有している団体である。

ア フランス全国学生連合 (UNEF)

4月30日、UNEF は他の学生団体及び教職団体²¹⁾ とともに、教職員や学生といった大学関係者に協議無く法改正・制定が検討され一方的に国の方針が押しつけられようとしていると国民教育省を批判し、民主的な討論の時間を確保した上で日程を再設定することを要求するコミュニケを発した。そして、5月2日の国民教育省との非公式協議の後に、国民教育省案は公役務としての高等教育の見直しを目論み、学内の民主主義を後退させつつ一方的に執行部に有利な形で大学の自律性拡大を行うものであると非難するコミュニケを発し、以下の点を例示して法案に問題があることを指摘した。

- ・大学協力機関 (EPCU) は、小さな大学を次第に無くしていくための第一段階である。
- ・地方公共団体との連携の拡大は、大学を州へ移管することに道を開くものである。
- ・パリ第9大学²²⁾ に対して例外的に地位変更を認めることは、他の大学にも特別な地位を与えることを認めるものである。
- ・学長の再任を可能にすることは、大学管理運営において学長への権限集中をもたらすものである。

- ・学内で選出されない外部者による基本戦略評議会（CSO）を設け、大学の政策策定について助言を受けることは、学内関係者の民主的代表的制度を無視するものである。
- ・大学への予算配分の包括化は、教職員の地位と将来を脅かすものである。

イ 学生地位向上・支援連合会（PDE）

PDE は、2003年5月9日付コミュニケにおいて、草案の大半について支持する見解を表明した。PDE は、国が設定する枠組の下での自律性拡大を歓迎するとし、予算包括化、LMD 導入推進、産業界との連携の拡大（基本戦略評議会の設置）、評価の充実、教育研究の均衡ある配置（大学協力機関の設置）、大学間の協力の拡大等に賛同する旨表明した。また、CNESER の最初の審査後の5月20日付コミュニケで、国家学位、教育プログラムの認証、登録料の在り方、契約政策等の点においてサバリ法で認められた大学自治の後退は無いとの認識を示した。

但し、幾つかの点において草案に示された方策は不十分であると評価し、以下のような改善案を示している。

- ・大学自治は全国均質の枠組の下で実行されるべきものであるが、この点について草案は不明瞭である。
- ・大学運営における学生参加が考慮されていない。全学評議会及び UFR 評議会の学生代表を集結する学生生活室（bureau de la vie étudiante : BVE）を設置するべきである。
- ・学生副学長は、全学評議会の学生代表の選挙によって選ばれるべきである。
- ・大学評価が不十分である。国は予算の用途について厳格な点検を行うべきであり、また、評価を担当する全国大学評価委員会（CNE）²³ やその他の評価組織の評価結果に基づく改善は義務的であるべきである。
- ・学生代表はあらゆる評価活動に参加するべきである。
- ・学士課程以下の職業教育実施に関して、州と大学との連携を拡大するべきである。
- ・地方学生厚生センター（CROUS）²⁴ の役割を法案に明確に位置付けるべきである。

4. 高等教育自治法案に関する議論の展開

(1) 第一回高等教育・研究審議会（CNESER）会合

2003年5月19日、予定通り CNESER 会合は開催され、高等教育機関自治法草案が審議に付された。フェリ大臣は冒頭で趣旨説明を行い、今回目指す大学改革は1984年以降最も重要な改革であって、多くの関係者の意見を汲みつつ法案を準備したことを強調しつつ、CNESER 会合において更に検討することを求めた。その際、法案の趣旨説明に先んじて、これまでに学生団体や教職員組合等から発せられた法案に対する批判に応じて、次の点について釈明を行った²⁵。

- ・この改革は機能的分権であって、学生宿舎を除いて地方への権限移管は伴わない。また、国による責任放棄や縮小、公務務としての高等教育の解体は発生しない。
- ・登録料（droit d'inscription）の値上げは論外である。
- ・大学入学に際して選抜は行わない。

しかしながら、この会合は、団体代表委員の一部が協議の期間が短すぎること抗議し、会議の途中で退席するという事態を見た。これに対して、国民教育大臣は同日の記者会見で遺憾の意を表し、また、最後まで CNESER 会合に出席した PDE も、翌日のコミュニケで CNESER で「教職員と学生を動員するため、(事実無根である) 公役務である高等教育の規制緩和の噂を利用している」と退席した委員を出している二つの団体を非難した。なお、PDE は、地方学生厚生センター (CROUS) に関する草案条文が見直されたことを評価しつつも、その他の従前からの指摘点に関して国民教育省に再考するよう促している。CPU は 5 月 22 日にコミュニケを発し、予算配分包括化、施設の移管、学則に関する制度改正、評価の在り方等、草案の多くの点に賛同するとしつつも、大学協力機関 (EPCU) が大学の統合を伴うものであれば受け入れ難いとし、更に、副学長選任方法、基本戦略評議会 (COS) の委員選任法やその役割については明確に反対の立場を表明し、これらの点についての改善が図られない場合は法案に同意し難いことを表明した。

(2) 第二回 CNESER 会合の流れ

関係者の反対を踏まえ国民教育省は、当初予定していた 5 月 26 日の第二回 CNESER 会合を 6 月 2 日に延期した上で、寄せられた意見の幾つかを取り上げて改正法案を作成し、再度協議に付する意向を表明した (5 月 23 日付コミュニケ)。当該改正法案は、5 月 9 日付法案から半数程度の条文が見直された上で、5 月 26 日付で関係者に提示された。その際、表題は「大学改革法 (Loi de modernisation universitaire)」に変更された。

改正法案に対して CPU は、求めていた改善が図られたことに満足の意を執行部の名において表明し、「可能な限り早いうちに法案審査が進められること」を希望した (5 月 27 日付コミュニケ)。

PDE は、5 月 27 日付コミュニケにおいて、重点的に要望していた学生の参加及び学生生活について改善が改正法案で図られたことを認め、次の点を評価するとした。

- ・教育評価の手續に学生の参加が認められたこと。
- ・契約や協定 (convention) が学生生活に関わるときは、CROUS が連携して契約等の当事者となり得ること。
- ・大学間協力機関 (EPCU) への学生参加がより明確に位置付けられたこと。
- ・学生代表に対する研修の取扱いが、代表就任への自発性を尊重するものとなったこと。
- ・学長の解任規定が見直されたこと。

PDE は上記諸点の幾つかについて更に改善すべきとしつつ、学生副学長選出、部局学生代表を集める「学生生活評議会 (conseil de la vie étudiante)」の設置、大学教育の全国配置の改善等について引き続き交渉を続けていく意向を示した。また、コミュニケの最後で、法案反対運動が根拠の無い噂に基づいて行われているとして当該運動を批判している²⁶⁾。

しかしながら、6 月 2 日に延期された CNESER 第二回会合は、事前協議が最終的に整わなかった結果流会となり、同年秋の新学期以降に持ち越されることとなった (5 月 30 日付国民教育省コミュニケ)。この背景について、5 月 31 日付ル・モンド紙は、幼稚園から大学までの教員が政府の諸政策に反発していること²⁷⁾を前にして、公務員退職制度 (再就職・年金等) の改革を優先したラ

ファラン内閣が、高等教育分野での改革を取り下げたと報じた。更に同紙は、多くの大学で法案に反対する教職員・学生、時には全学評議会までもが法案の CNESER での審議延長又は取り下げを求める決議を行ったこと、また、ペルピニャン大学では大学入口に学生が築いたバリケードを警察が撤去する事態となったことも併せて伝えている²⁸⁾。

(3) その後の展開

ア 6月2日の非公式協議

国民教育省は、6月2日、CNESER 会合に代えて、法案に関する今後の議論の進め方を中心として大学関係者との非公式協議を行った²⁹⁾。CPU は、6月5日付コミュニケで、5月26日付法案を基礎にして国民教育省と大学関係者との間の協議を継続することを希望することを表明した。PDE は、それに先立つ6月2日付コミュニケで、CPU 同様に5月26日付法案を基礎に、重要事項（予算包括化や大学管理運営等）について円卓会議を開催することを提案した。

他方、法案に反対の立場をとる UNEF は、6月2日付コミュニケで、法案の内容自体だけでなく審議の日程や進め方に問題があることを指摘し、法案を廃案にした上で、大学関係者だけでなく国民全体の参加を得て幅広い討論に基づいた検討を行うべきであることを訴えた。なお、国民教育省は法案に関する UNEF の解釈（登録料の値上げ等）を強く否定していたが、UNEF は同コミュニケでそれを「虚偽」であるとし、両者の溝が深いことを窺わせた。また、SNESUP も同日付で同様の趣旨のコミュニケを発した。

その後も本件に関する協議は継続されたが、法案の審議が秋以降に延期されたことから、当面の教職員や学生の主たる関心は地方分権等に移った³⁰⁾。そして、そのままの状態でも夏季休暇に入り、法案に関する協議は9月以降に持ち越されることとなった。

イ CPU シンポジウム「21世紀の大学：不可欠な改革」

CPU は、10月9日、関係者間で討論を行って大学改革法の必要性を広く訴えることを主たる目的として、ソルボンヌで「21世紀の大学：不可欠な改革」と題したシンポジウムを開催した。そこで挨拶に立ったフェリ大臣は、法案について2004年1月まで協議を続けた上で、国会提出を目指す意向を表明した。シンポジウムは、①大学の組織運営（fonctionnement institutionnel）、②予算の包括化及び自治の手段、③評価、将来予測、統治、④地域・国・欧州の環境における連携と組み入れ（insertion）の4点について議論した後、法案協議の継続とその対象の拡大、公役務としての大学の存続（地方移管の否定）、国家学位・認証制度の維持、枠組としての法制定と大学の自律性の拡大、学生の大学運営参加の拡大、予算包括化と評価の充実、教職員身分の保持等が結論として主催者から提示された。

しかしながらこのシンポジウムは、法案の反対者にとっては国民教育省と CPU が既に敷いた路線に沿って、法案の必要性を訴えるものとして映るのみで、討論の場としては受け止められなかったようである。例えば、ラ＝レユニオン大学から代表の一人として参加した C. Michou はその報告書（Michou et Rochdi, 2003）で、シンポジウムは「討論ではなく、政府の計画に完全に同意する組

織や人へのみ発言権を与えるために細部に渡って分刻みで周到に準備されたミサである」と表現し、また、同大学からの別の参加者である M. Rochdi (同上) は、「シンポジウムは、…大学改革法案についての協議を開いたと言うことができるようにするために、CPU によって念入りに準備された」と述べ、当該シンポジウムを「似非協議 (pseudo-concertation)」と定義付けた。

他方、国民教育省=CPU が主導する大学改革に反対する者のネットワーク組織である研究・高等教育共闘 (Coordination RES) は、10月9日の CPU シンポジウム開催に合わせて、当該大学改革の問題点をまとめた「フランスの大学に関する黒書」(Coordination RES, 2003) を発行した³¹⁾。同書は、2003年前半から始められた法案の協議の進め方が拙速で、協議の範囲や対象者が狭く、全ての関係者を含んだ深い議論がなされていないことを批判しつつ、当時進められていた学校教育に関する議論³²⁾ に倣って、幅広く大学関係者、国民を巻き込んで議論を行うことを求めた。

5. 大学改革法案の廃案

(1) 反対運動の広がり

その後も協議は続けられたが、夏季休暇前にまとめられた法案を基礎として協議を行うべきとする国民教育省や CPU 等と、一旦白紙に戻し全国的な討論を行った上で改革案を策定するべきとする SNESUP や UNEF 等との溝は深かった。フェリ大臣は、2003年10月22日の新学期の記者会見で、大学改革法案に関する議論を全ての関係者とともに進めていることを報告したが、UNEF は、10月23日付コミュニケで、フェリ大臣は「現在の改革に対する学生や教員の不安に応えない」と不満を述べ、「大学改革法案に関する協議は、(お互いに勝手なことを言うだけの) 耳の聞こえない者同士の対話」にしか過ぎないと酷評した。11月3日のコミュニケは、UNEF の呼びかけに応じて、LMD 導入並びに大学改革法案に反対する運動が各地で起こり始めたことを伝えた。

その運動は次第に拡大し、11月5日、レンヌ第2大学で学生が全学でストライキに入り、大学が閉鎖される事態に至った。同大学の学生総会は、11月7日、学生間の不平等を拡大し大学を競争に晒すものとして、LMD 関係政令の廃止と大学改革法案の取り下げを求めるとともに、次のような点においてフェリ大臣が進める改革を非難する決議を行った。

- ・登録料が値上げされる。
- ・学生の権利 (点数調整³³⁾ や9月補講³⁴⁾ が見直される。
- ・第一期から第二期に進級する際や入学の際に選抜が行われるようになる。
- ・国の枠組が無くなることによって学位の価値が低下する。
- ・企業や地方公共団体が大学の政策、特に予算配分に影響を与えるようになる。

レンヌ第2大学のストライキは急速に全国に広がり、11月18日までに、パリ第13大学、カン大学、グルノーブル第3大学、ナント大学、バルサイユ・サン＝カンタン大学でストライキが決議され、更に、幾つかの大学でレンヌ第2大学の運動を支持する決議が採択された (同日付 UNEF コミュニケ)。そして UNEF 等の呼びかけによって、11月20日に大規模な街頭行進が全国で行われ、新聞等で大きく報道された。UNEF は、同日のコミュニケで運動は新しい段階に達したと評し、また、11月22日には17大学がストライキに入ったと伝えられた (11月23日付ル・モンド紙)。更にこの運

動は教職員にも拡大し、11月21日、学生団体及び教職員組合計9団体連名³⁵⁾で、運動を支持しそれに参加することを求める共同声明が発せられた(同日付 UNEF コミュニケ等)。

(2) 国民教育省=CPU の対応

CPU は、11月20日、サバリ法の見直しが絶対に必要であり、大学改革法案の放棄は公役務としての高等教育の受け入れ難い後退となること、そして、強力な国立の大学無くして社会からの要望に応じることはできず、(WTO 等で議論されている)市場原理に負けてしまうであろうことを危惧するとし、全会一致で改革を推進すべき旨の動議を採択した。

しかしながら、学生・教職員の運動を前にして、政府内部から大学改革を推進していくことについて不協和音が出始めた。11月21日付リベラシオン紙は、大統領府からの情報として法案提出見送りが決定されたと伝えたが、フェリ大臣はそれを否定し、予定通り法案審議の協議を進める意思を表明した(11月23日付ル・モンド紙)。しかしながら、11月24日付コミュニケ³⁶⁾で、フェリ大臣は「いかなる法案も政府の作業日程にも、議会の議題にも入っていない」と述べ日程が見直されたことを認め、結局は運動の広がりやを危惧する大統領府に押し切られた形になった。これについて、官房長の Alain Boissinot は通信社の取材に答えて、「誤解が無くなるよう、白紙に戻す必要を感じた。計画が無い以上、延期もあり得ない」と、学生団体等が求めていた法律草案の白紙撤回を認めた(11月24日付ル・モンド紙)。CPU は、11月27日の総会で、サバリ法の改正の必要性を再確認するとともに、幅広い合意を得るための協議を必要なだけの時間をかけて行うべきことを確認する動議を全会一致で採択した。法律草案の白紙撤回を受けて、CPU においても、学生・教職員の要望に添った形で国民的合意を目指すことを表明せざるを得なかったと言えよう。

フェリ大臣は、日程見直しの公表後も、これまで以上に幅広い合意形成を図った上で法案提出を目指す意向を示し、11月25日以降関係団体代表を招いて協議を継続した(11月25日付コミュニケ)。他方、学生・教職員の運動は引き続き行われたが、主たる対象はLMD 導入に対する反対であって、これも大学が導入を決定して行くに連れて下火になっていき、地方分権法やフェリ法案への反対運動程には拡大しなかった。

法案への反対運動は11月末までにはほぼ収まったが、翌2004年は州議会等各種選挙の年に当たっており、既に大統領府及び政府とも強硬な政策は採りづらくなっていた。ラファラン首相は大学の自律性拡大は望ましい方向としつつも、大学の民営化や市場化が無いことが全ての関係者に保証できるための合意が不可欠であると述べている(11月25日付ル・モンド紙)。2004年2月20日、CPU のシンポジウムに出席したフェリ大臣は、法案の検討を放棄したものではないことを強調しつつも、選挙の年である2004年の議会提出は困難であることを認めた(同日付ル・モンド紙³⁷⁾)。その後、フェリ大臣は研究組織等改革で研究者の激しい反発に遭い、3月31日の内閣改造でフランソワ・フィヨンにその地位を渡した。そして、フィヨン新大臣は、4月22日、CPU において当面大学自治の問題は取り扱わないことを表明し、高等教育機関自治法(大学改革法)制定の試みは最終的に放棄されることとなった。

Ⅲ フェリ法案を巡る論争に関する考察

1. 論争の展開と合意形成の失敗

以上に見たように、大学の自律性拡大等を目的としたフェリ法案は、地方分権や LMD 導入、選挙等複雑な政局に翻弄された面は否定できないものの、最終的には大学関係者から幅広い支持を得ることができず、国会での審議を受けることもなく廃案となった。

とは言えども、大学の自律性拡大は、今般の法案が検討される相当以前より大学関係者の多くから要望されてきたものである。既に1975年、ピラール・ド・ランスにおける CPU シンポジウムで大学の自律性拡大が謳われ、後の契約政策導入のきっかけとなった。また、前述の通り、無効とされたものの1993年にはフィヨン法の制定が試みられた。そして、2003年5月19日の第一回 CNESER における法律草案の提案説明において、フェリ大臣は、左派政権下の各種報告書や大臣演説を引用しつつ³⁸⁾、法案は長年に渡って大学関係者が待ち望んでいたものであることを強調した。

しかしながら、フェリ法案は、一方では、公役務である高等教育への攻撃であって学生の負担増加や学生選抜につながるものとして多くの教職員や学生から激しい非難を受け、他方において、主として小さな大学から他大学との統合を強制されることへの危惧が相次いで表明された。これらの批判の多くに対して、法案を支持する側からは、提案の趣旨を曲解する根拠のない主張であって建設的な議論を妨げているといった非難の応酬があり、また、国民教育省自身も機会のある毎に釈明に努めざるを得なかった。

結局、学生・教職員の疑念の大部分は最後まで消えず、この点、国民教育省が大学関係者や国民全般における合意形成に失敗したことは否めない。野党の社会党は、政府が対話と意見を聞く姿勢に欠け、政府に対する強い不信感を学生・教職員が持っているとして政府批判を展開した（2003年11月21日付ル・モンド紙）。それと同時に、法案推進側が虚偽に基づく批判と応酬していた反対側の主張は必ずしも根拠が無いものばかりではなかった。

例えば、法令違反の疑いを持たれつつ事実上の入学者選抜を行っていたパリ第9大学の技術大学化が2003年4月22日に CNESER で審議されたが、大学間の不均衡を全大学に広げるものとして UNEF や SNESUP 等がこれに反対し否決された³⁹⁾。それにも関わらず、技術大学化を可能とする条文はフェリ法案に盛り込まれ、最も反対が強い条文案となった。その結果、11月には法案から関係条文が削除される方針が示されたが（11月23日付ル・モンド紙）、翌年2月、法律の制定を経ずして政令第2004-186号によってパリ第9大学の技術大学化が実現された。

また、学費（登録料）に関しては、2003年4月、パリ政治学院⁴⁰⁾にて学費の値上げが提案され⁴¹⁾、学院内外に大きな波紋を与えた。学院内に設けられた学費に関する検討委員会（教員や学生等で構成）の提言（9月23日公表）を踏まえ、同年11月、パリ政治学院執行委員会及び政治学基金理事会は新しい学費制度採用を決定し、翌年の新学期から適用された。フェリ大臣は、2003年10月22日の新学期記者会見において、当該決定は必ずしも大学に適用されるべきものではないとしつつも「正当かつ大胆」と評し、更に大学の学費についての検討を翌年に持ち越したと述べた⁴²⁾。パリ政治学院の学費制度改革及びフェリ大臣の発言に対して UNEF は、10月3日及び同23日のコミュニケで、

公役務である高等教育の放棄と非難し、当該改革が大学へ拡大することへの強い懸念を示した⁴³⁾。

更に、フェリ法案への賛否は、高等教育の基本的価値の一つとされる「公役務 (service public)」の解釈を巡る争いでもあった。反対側は、法案を公役務である高等教育への攻撃であると批判するのに対し、推進側も、例えば CPU は、新しい形の公役務の追求を強調しつつ (2001年シンポジウム)、2003年10月9日のシンポジウムで公役務としての大学の存続を結論で訴え、同年11月20日のコミュニケでは法案の放棄は公役務としての高等教育の受け入れ難い後退であると評している。フェリ大臣も、公役務としての高等教育の性格は変わらないと繰り返した。すなわち、賛成・反対両側とも公役務としての高等教育を前面に掲げ、全ての批判や反論の根拠が公役務の維持向上に収斂する傾向があり、その結果、賛否両者間の議論が深まらず多分に不毛であったことは否めない。

2. フェリ法案に関する論点の考察と自律性拡大の展望

フェリ法案に関する論点全てに言及することは紙幅の制約から困難であるが、その中から公役務としての高等教育、大学執行部、予算包括化の三つを取り上げて考察することとしたい。

第一は公役務である高等教育の在り方であるが、賛否両者とも公役務としての高等教育の維持向上を訴えたことは先に述べた通りである。最も重要な争点の一つは、大学が自律性を拡大し、また、地方や民間資金への依存を高めることによって、大学間に経済的条件や教育内容等における格差が生じ、その結果学生の機会均等が失われる虞がある点にあった。従前から全国の大学の均衡ある配置を原則としたフランスの高等教育においては、大学間に格差が生じ高等教育への機会均等が失われることに対する危惧が非常に強い。2001年の CPU シンポジウムの開会挨拶で、CPU 第一副議長の Bernard Belloc は、CPU が求める自治は「公役務への機会均等とその等質性を保証する国によって統制された自治である」と述べており (CPU, 2001: 13)、また、同シンポジウムで採択された基本方針書でも全ての学生への機会均等を追求していくことを言明している (同: 61)。したがって、大学の自律性拡大へ向けて改革を行うに際しては、当該機会均等が失われないようにするための慎重な配慮が必要とされるが、今回の改革の試みに際しては、かかるような配慮に関してフェリ大臣から十分に説得力のある説明があったとは言い難い。例えば、2003年5月15日に公表された法案の提案理由書 (MJENR, 2003) や同5月19日の CNESER 法案審査会合でのフェリ大臣演説では、機会均等に関する言及はない。

第二は、大学が自律的に運営を行っていくのに必要とされる強力な執行部の存在についてである。フランスの大学は1968年以降広範な自治を有することとなったが、学長は同輩中有の主席 (primus inter pares) であって指導力に欠け、利害の対立する多様な委員で構成される全学評議会での意思決定が困難であることと相俟って、フランスの大学が自己管理能力を欠く原因となっていた (Musselin, 2001: 63-64)。しかしながら、UNEF 等は学長再選や任期延長を含む執行部の強化は学内民主主義への反動であって、既に数多く見られる強権的権限逸脱が一層激しくなるものと批判した (UNEF, 2003)。他方、PDE を中心として、学生の管理運営参画拡大を求める声も大きかった。欧州の多くの国で学生の参加が制度化され拡大してきていることに鑑みれば⁴⁴⁾、当然の要求であると考えられる。いずれにせよ、一方的に執行部を強化しトップダウンによる大学管理運営の実現を

目標とするのではなく、米国の大学で従来から指摘され、昨今日本でもその重要性が認識されている共同統治 (shared governance)⁴⁵⁾ がフランスの大学でも必要とされることを意味しよう。

第三は、予算の包括化についてである。CPU は、Michel Mudry を長とする予算包括化に関する検討委員会を設け、2002年8月に報告書をまとめた (Groupe de travail de la CPU sur le budget global des universités, 2002)。報告書は、国が直接に支給している大学教職員の人件費と所有者が国である施設設備の取扱いが、国内の他の公的施設や他国の国公立大学と比較しても例外的であって、フランスの大学は不利な条件を背負わされていると指摘した。そして、新しい予算組織法が予算包括化を容易にすることに照らして、大学の予算が包括化されるべきことを説いている。フェリ法案の関連条文はほぼ当該報告書に沿ったものであるが (UNEF, 2003)、これに対して UNEF や SNESUP 等は、教職員の給与が他に流用される虞があり、その地位が不平等・不安定となることへ強い危惧を示した。しかしながら、反対側の主張は、教職員間の不平等が大学間格差に繋がり学生の機会均等を損なう虞があるという点を除けば、既得権保護の色彩が強いことは否めない。更に議論を重ねながら機会均等を損なわないような予算配分の在り方について検討を進め、予算包括化に向けて具体的方策を詰めていく必要があると思われる。

いずれにせよ、現在の大学が置かれた環境に鑑みれば大学の自律性拡大は不可欠であり、これら3点を含めて早晚改革に取り組んで行かざるを得ない課題が山積されている。フェリ大臣はこれらの課題を新しい法律を制定することによって一気に解決することを図ったが、事前協議の不足や必要な配慮の欠如といった理由によって失敗に終わった⁴⁶⁾。しかしながら、改革は必ずしも一気に進める必要はなく、漸次進めることも可能である。実際、前述のパリ第9大学の技術大学化は政令によって実現され、また、予算包括化も予算組織法の適用や契約政策の拡大によって徐々にではあるが実現されていくものと思われる。

IV 日本の国立大学法人化との比較

フェリ法案が目指していた大学の自律性拡大は、日本の国立大学法人化に多分に通じるところがある。例えば、国立大学法人化の調査検討会議報告書『新しい「国立大学法人」像について』(平成14年3月26日)の「検討の視点」に盛り込まれた「運営上の裁量の拡大」や「国際競争力のある教育研究の展開」は当然に共通の目的としても、「説明責任の重視」や「第三者評価」はフランスの改革案における責任拡大や評価の充実に、「学外の専門家や有識者の参画」は基本戦略評議会 (COS) の設置に、「全学的な視点に立ったトップダウンによる意思決定」は大学執行部の強化や責任の拡大に、それぞれに相当するものと思われる。また、国立大学法人の予算制度はフランスの改革案の予算包括化に近いものであり、更に、同報告書が「各大学の枠を越えた再編・統合を大胆かつ積極的に進める」ことを求めた点は、大学協力機関 (EPCU) の提案に共通する考え方を認めることができる。

ところで、日本の国立大学法人化の検討に際しては、反対は少なくはなかったものの、その運動が大きな広がりを見せることはなかった。その主たる原因は、天野 (2005: 1) が「戦後の国立大

学は、設置形態が変わらぬまま、大幅な自治の権限と学問の自由を保障されることとなった。そのため、国立大学は、法人化によって「国立」大学としてのさまざまな特権が失われ、さらには財政的な基盤が弱体化することをおそれて、法人化に消極的な態度をとってきた」と述べるように、反対運動の多くが国立大学関係者の利益擁護を目的とすると受け止められていたからであり、他方で、研究大学を中心として国の法令から発生する制約から脱却する必要性が強く認識されるようになっていたためである。

主として国立大学の利益擁護を目的として法人化反対論が展開された結果、法人化検討の過程において、国立大学に求められるべき役割や責任等に関する議論が低調であったことは否めない。例えば国立大学の責任に関しては、前述調査検討会議報告書でも「国民や社会への説明責任の重視」が謳われているが、責任よりもむしろ国の統制が強まるかどうかといった議論が多くを占め⁴⁷⁾、結局、喜多村（2004）が「国立大学の側からの議論は、単に国立大学という狭い枠のなかで、法人化に伴うテクニカルな利害得失に関する短視的な賛否両論のレベルにとどまり、二十一世紀の日本の高等教育システムにおける新しい国立大学論のありかたを創造しようとするものではなかった」と述べるように、議論が深まらないまま法人化は実現されるに至った。むしろ、フランスのように議論を深める動きが拡大しなかったからこそ法人化が実現したとも受け止めることができるかも知れない。

先に、両国の改革における共通点を述べたが、逆に相違点も少なくはない。最も重大な相違点は、フランスにおいては、高等教育が公役務とされ、学生の機会均等の観点から大学教育が低廉であり、その提供において画一性が求められるのに対して、日本の国立大学は学費が高く序列が明瞭であって、法人化に際して学費設定も一定の範囲内で大学の裁量とされ、大学間の競争が奨励されたことである。こうした差別化はある程度是認されようが、日本においていわゆるエリート校が高所得階層で占められる⁴⁸⁾一方で、社会格差が拡大しつつある状況⁴⁹⁾に鑑みれば、機会均等は重要性を帯びてきており、今後、積極的是正措置を含む機会均等確保のための政策の充実が必要であろうと思われる。他方、フランスにおいては、事実上存在している大学間の格差が国内ではある程度是正が可能であっても、欧州高等教育圏創設を目前にして競争が国際的になっていることに鑑みれば、今後も画一性を追求していくことは困難であり、公役務の在り方についての見直しは早晚避けられないのではないだろうか。

更に、フランスにおける法案反対運動に最も貢献したのは学生であったことにも着目すべきであろう。フランスでは学生がフェリ法案を巡る論争の主役の一員として重要な役割を果たしていたのに対して、日本では殆ど文部（科学）省と国立大学協会が法人化を主導し、学生の関心も低く終始ほぼ蚊帳の外に置かれていたと言って差し支えない。日本では大学運営への学生参加が例外的にしかな制度化されていないことにも起因しようが、学生は一般に大学運営に対してのみならず、社会へ参画していこうとする意欲が低いように思われる。欧米では学生の大学運営への関与が広く認められていることに鑑みれば、大学自治を構成する一員としてだけではなく、社会参画のための教育の一環として、国公私立大学を通して日本においても学生の大学運営参加が奨励されてしかるべきであろう。

結語

日仏両国の改革は、一方では実現され、他方では強い反対に遭い潰えた。しかしながら、改革が実現されなかったフランスの大学においてはもちろん、日本の国立大学においても今後の対応を必要とする問題が山積され（天野，2005：8），両国ともに解決へ向けての改革を進めていかなければならない。フォール法によって認められたフランスの大学自治は、複数の学問領域で構成された大学において全構成員が参加し、大学を運営することを学びながら発展していくことが期待されていたと言われる（Musselin, 2001：59）。そうした学習の必要性は今日においても変わらず、フランスにおいても日本においても、引き続き大学自治の望ましい在り方を求めての取り組みが必要とされよう。そして、その大学自治は、旧来の教授会自治ではないことは言うまでもなく、永井（1969：65）が指摘するように、「古典的自治，管理運営，そして学生の参加」を歴史的文脈の中で論じることによってのみその在り方が見えてくるものであろう。特に、日本の大学においては、大学運営だけではなく教育の文脈においても、今後、学生の参加が重要な課題となるべきことを最後に指摘しておきたい。

【注】

- 1) 仏語の“autonomie”訳語である。本稿では、文脈に応じて「自治」と「自律性」を使い分けている。なお、平成17年1月28日の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」では、英語の仮名表記である「オートノミー」の訳語として「自律性」を充てている。また、寺崎（1998：183）は、「ユニバーシティ・オートノミー」を「大学の自治」と訳している。
- 2) ポローニャ大学設立800周年を記念して集まった欧州の大学長が発した宣言。大学自治、権力からの独立、教育と研究の不可分性、教育と研究の自由、不寛容の拒絶と常なる対話、国境を越えた普遍性等の基本原則を確認しつつ、その発展のための方策の実施に努めることを求めた。
- 3) 現在、サバリ法の大部分は教育法典に引き継がれている。
- 4) Luc Ferry。哲学者・元大学教授。2002年5月7日から2004年3月31日までラファラン内閣の国民教育大臣（正確には「青少年・国民教育・研究大臣」）を務めた。なお、フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、国民教育行政と高等教育行政が分離されていた時期を除いて、便宜上教育行政所管省を「国民教育省」、担当大臣を「国民教育大臣」と記する。
- 5) 管理運営評議会、学術評議会、教務・学生生活評議会の三評議会。管理運営評議会は議決機関であるが、他の二つは諮問機関である。いずれも学長が議長を務め、教職員・学生代表、外部者から構成される。
- 6) 「公共施設」と訳される“établissement public”は、所掌する組織（各省等）から独立した法人格を有する公的な機関である。

- 7) ルノーは、更に、国と大学との関係は、国と地方公共団体の関係に類似すると述べる (Renaut, 1995 : 263)。
- 8) フランソワ・フィヨン高等教育・研究大臣の諮問に応じて、当時マルヌ＝ラ＝バレ大学長であったダニエル・ロランを長とする検討委員会が1995年1月に提出した「大学、人数の挑戦に応じる」と題する報告書。高等教育の拡大に対応した大学の在り方について、広範な提言を行った。
- 9) 人件費や契約によって配分される予算を除く運営予算の多くは、部局単位の教員数や学生数等に基づいて国から大学に交付されるが (GARACES, 後の SAN REMO による予算配分)、予算交付後の学内での配分は国の基準に従う必要はない。
- 10) Conseil national des Universités。国民教育大臣の諮問機関で、全大学の研究教員の採用や昇進についての答申を行う。下部組織として研究領域毎に部会が置かれ、主に研究業績によってその委員が選ばれる。研究教員の採用や昇進に大きな影響を有する組織である。
- 11) 例えば、1992年の大統領宛報告書は、1節を「自律性を拡大する」と題し、大学自治の在り方について論じている。また、1999年の大統領宛報告書は、技術大学 (université de technologie) の自律性拡大、研究成果活用に関する自律性拡大に言及している。
- 12) validation des acquis de l'expérience。申請に基づいて、申請者の社会における活動経験を大学が評価し、相応すると判断される学位認定や単位認定を行ったり、上級の教育課程への就学を認める制度。目的となる学位・教育課程に関係する活動を最低3年以上行っていることが条件とされる。
- 13) comité technique paritaire。行政機関に設けられ、利害が対立する二つのグループの同数の代表が集まって特定の事項を検討する委員会。国民教育関係では、例えば大学区事務局に置かれ、所管する教育機関等の組織や教職員の勤務条件等について検討し、大学区長に対して見解を表明することができる。
- 14) service d'activités industrielles et commerciales。1999年の技術革新・研究に関する法律で規定された学内共用施設。学内研究施設の企業への貸与や知的所有権の運用等、生涯教育 (formation continue) を除く学内の全ての産業・商業活動に従事する。
- 15) Conseil national de l'Enseignement supérieur et de la Recherche。サバリ法第64条 (教育法典 L. 232-1) で規定された国民教育大臣を議長とする高等教育政策に関する諮問機関 (義務的諮問事項を含む) である。大学等の高等教育機関関係者 (教職員及び学生計41名) 並びにその他の各界代表 (教育, 文化, 学術, 経済, 社会等から計21名) で構成される。
- 16) Conseil d'État。政府の作成する法令案の事前審査等を行うとともに、最高行政裁判所の機能を持つ。
- 17) SNESUP 《Avant-projet sur l'autonomie des établissements d'enseignement supérieur: présentation du document ministériel》. http://www.snesup.fr/docs/ministere/min03-autonomie-plan_fiches.htm (平成15年10月参照)
- 18) SNESUP と国の見解の相違に関しては、学生団体 PDE (後述) が概ね国の見解を追認し支持

する旨表明している。また、CPU は法案に示された公役務を大学の責任と自律性の拡大並びに運営能力の向上に基づく「新しい形の高等教育・研究公役務」と表現している（5月22日付コミュニケ）。

- 19) Union nationale des Étudiants de France。フランス最大の学生団体。30年に渡って分裂した状態が続いていたが、2001年に再集結した。
- 20) Promotion et Défense des Étudiant。学問領域別に結成された全国学生組織の連合体。
- 21) これに参加した UNEF 以外の組織は、A&I-UNSA, SUP'RECHERCHE-UNSA, SNPTES/UNSA, SGEN-CFDT, FERC-SUP-CGT, SNPRES/FO, FAGE, SNASUB-FSU, SNES-FSU, SNEP-FSU, SNESUP-FSU である。
- 22) Université Paris-Dauphine。従前から事実上の入学者の選抜を行っており、法令違反との指摘を受けつつも不選抜を原則とする大学の例外となっていた。
- 23) 現在、CNE の評価結果は、国民教育省による大学等への予算配分に用いることができないなど、その効果は主として大学の自己改革を促すに止まっている。
- 24) centre régional des œuvres universitaires et scolaires: CROUS。奨学金、学生宿舎、大学食堂、外国人学生受入等を取り扱う学生支援組織。
- 25) フェリ大臣の副官房長であった Josy Reffers は、通信社 AEF のインタビューに答えて、組合等の批判は幻想的であるとしつつ、改革は教職員の地位変更を伴わないこと、学生奨学金は引き続いて国の責任において行い、大学の予算には組み込まないこと等を述べている（Reiffers, 2003）。
- 26) 特に、大学内で配布されているピラに記載されている「公役務の解体」、「民営化」、「登録料の値上げ」、「入学者選抜」の4点は全くの虚偽であるとした。
- 27) 退職制度改革及び地方分権によって影響を受ける教職員が、政府の政策に反対して全国で抗議活動を展開した。
- 28) 6月3日付ル・モンド紙は、学生運動の影響でペルピニャン大学で試験の一部が延期になったこと、そして、試験延期は、パリ第1大学、ディジョン大学、ル・アーブル大学に広がったことを報道している。
- 29) 協議の内容は、Maison des Universités（2003）参照。
- 30) この時期、地方分権法案に反対する教職員組合が、反対運動の一環としてバカロレア試験の実施を妨害するなどしたため、国民的関心も高く大きく報道された。
- 31) 「黒書 (livre noire)」は、国がその政策について発刊する「白書 (livre blanc)」をもじったものである。
- 32) Débat national sur l'avenir de l'École。2003年春の教職員等による地方分権等への反対運動の広がりを受け、大統領によって始められた学校の在り方に関する国民的議論。2003年7月28日付総理大臣記者発表資料参照（国民教育省でも公表）。
- 33) Compensation。ある試験の成績が合格点に達しなくても、他の試験で合格点を上回る点数を獲得している場合に、その上回る点数分を不合格になった試験の成績において不足した点数に振

り分けることができる制度。

- 34) 例えば、パリ第1大学は、9月補講を廃止し、代わりに学期終了前の6月補講を設けることを検討したが、これに対して学生団体が補講を受ける可能性が低くなることを批判した (Oxigène-FSU, 2004)。
- 35) 共同声明に参加したのは、A&I-UNSA, SNPTES-UNSA, SNPRES-FO, FERC-CGT, UNEF, SNCS-FSU, SNEP-FSU, SNES-FSU, SNESUP-FSU である (11月21日付 UNEF コミュニケ)。
- 36) 国民教育省のホームページでは、11月24日 (月) 付であるが、新聞等の引用から判断するに実際に配布されたのは22日 (土) と思われる。
- 37) なお、2月10日付の同紙は、法案提出の計画は「最終的に放棄された」と報じている。
- 38) フェリは、右派政権下の国民教育大臣である。
- 39) 2003年4月22日 UNEF コミュニケ。なお、PDE はパリ第9大学は例外であってこれを全大学に広げることはあり得ないとして、同大学の技術大学化に賛成した。但し、PDE は登録料については国が定めるべきであると主張している (2003年4月23日付 L'AEF)。
- 40) Institut des études politiques de Paris (通称「シアンス＝ポ (Sciences-Po)」。社会科学系のグラント・ゼコルの一つで、フランス屈指のエリート養成校である。国が設けた政治学基金 (Fondation nationale des Sciences politiques) が設置者であるが、予算の76%は国からの資金に依拠している (2003年現在)。
- 41) 値上げ後の学費は家庭の収入に応じて決められ、一部の者については免除乃至値下げとなることを含むものである。
- 42) AMUE 《Rentrée universitaire 2003: les chantiers du Ministre》<http://www.amue.fr/ActU/Actu.asp?Id=648> (平成17年9月参照)。但し、フェリ大臣は、パリ政治学院の制度が大学全体に適用されることは国会の審議で否定している (Valade et al, 2004)。
- 43) 大学の技術大学化は、学費についての裁量も対象機関に与えるものである。UNEF は、技術大学と同様の法的地位 (grand établissement) を持つパリ政治学院の例を引用しつつ、大学における学費値上げへの懸念を示した (UNEF, 2003)。
- 44) Persson A. (2004) Student participation in the governance of higher education in Europe: results of a survey. In *The University As Res Publica —Higher education governance, student participation and the university as a site of citizenship*. Edited by Bergan S. Council of Europe Publishing, Strasbourg. pp 31-82.
- 45) 一例として、バーンバウム, R (2004) 「ガバナンスとマネジメント—アメリカの経験と日本の高等教育への示唆—」高等教育研究叢書80 26-45。
- 46) 失敗の原因は多様であるが、フィヨン新大臣は、幅広い合意が取り付けられなかった理由として、採られた手法が不適切であったこと、問題が十分に絞られていなかったことを示唆した (2004年4月22日 CPU での演説)。フェリ大臣の前任者であるジャック・ラング (社会党) は、大学予算を地方公共団体や企業に肩代わりさせようとする意図が法案に隠されていたことを指摘する (2003年11月22日付ル・モンド紙)。なお、ラングは国民教育大臣当時、大学の自律性

拡大の必要性を繰り返し述べていた。

- 47) 例えば、南塚信吾「国立大学法人化，存在意義揺らす：国の統制強まる恐れ」（平成15年4月12付日本経済新聞）。
- 48) 例えば、小林雅之（2001）「教育機会の均等の現実」矢野眞和（研究者代表）『高等教育政策と費用負担』科学研究費補助金報告書参照。
- 49) OECD の調査によれば，日本は主要国の中で所得格差が最も大きい国の一つとされる（平成17年4月17日付朝日新聞「幸せ大国をめざして：未来を選ぶ③」）。

【参考文献】

- 天野郁夫（2005）「国立大学法人化—現状と課題—」第二回日中高等教育フォーラム（11月7～9日於広島大学）
- 喜多村和之（2004）「高等教育改革—国大と私大との関係を巡って（1）」教育学術新聞第2134号（2月4日）
- 寺崎昌男（1998）『大学改革の自己改革とオートノミー』東信堂
- 永井道雄（1969）『大学の可能性』中央公論社
- Conférence des Présidents d'Université [CPU]（2001）*Autonomie des universités*. Actes du colloque annuel à Lille 22-23 mars 2001, CPU, Paris.
- Conférence des Présidents d'Université [CPU]（2003）*Les personnes dans l'université du XXIème siècle-missions, métiers, partage des responsabilités*. Actes du colloque annuel à Poitiers 20-21 mars, CPU, Paris. Coordination RES（2003）*Livre noir sur les universités françaises*.
<http://membres.lycos.fr/manifestes/>（平成17年2月参照*）
- ※本書には幾つかの版があり，筆者が参照したのは，ver. 2.1である。また，筆者が入手した先のWebサイトは既に閉鎖されているが，本書はその後“Universitas calamitatum”の表題で出版された。
- Groupe de travail de la CPU sur le budget global des universités（2002）*Budget global des universités*. CPU, Paris.
- Laurent D et al.（1995）*Universités, relever les défis du nombre*. Groupe de réflexion sur l'avenir de l'enseignement supérieur.
- Maison des Universités（2003）*Josy Reiffers revient sur le projet de loi de modernisation des universités lors du 14ème congrès du GISGUF*. AMUE, Paris.
<http://www.amue.fr/ActU/Actu.asp?Id=585>（平成17年9月参照）
- Michou J.-C. et Rochdi M.（2003）*Compte-rendu du colloque de la CPU du 9 octobre 2003 à la Sorbonne: L'université du 21ème siècle: la réforme nécessaire*.
<http://www2.univ-reunion.fr/~fsu/cr-cpu-sorbonne.pdf>（平成17年9月参照）
- Ministère de la Jeunesse, de l'Éducation nationale et de la Recherche [MJENR]（2003）*Projet de loi sur*

- l'autonomie des établissements d'enseignement supérieur - Exposé des motifs. MJENR, Paris.*
- Musselin C. (2001) *La longue marche des universités françaises*. PUF, Paris.
- Oxigène-FSU (2004) *Le point sur le projet d'application de la réforme ECTS-LMD à Paris I.*
<http://oxygenefse.free.fr/jour/octobre2004/reforme-LMD.htm> (平成17年9月参照)
- Renaut A. (1995) *Les révolutions de l'université: Essai sur la modernisation de la culture*. Calmann-Levy, Paris.
- Reiffers J. (2003) *Autonomie des universités: l'interview de Josy Reiffers, directeur-adjoint du cabinet du Luc Ferry*. CPU, Paris. <http://www.amue.fr/Pages/Page.asp?Id=3> (平成17年9月参照)
- Syndicat national de l'Enseignement supérieur [SNESUP] (2003) *Attaques contre le Service public d'Enseignement supérieur et de Recherche*. SNESUP, Paris.
- Union nationale des Étudiants de France [UNEF] (2003) *Analyse du projet de loi de la modernisation universitaire*. UNEF, Paris.
- Valade M.J. et al (2004) *Rapport d'information fait au nom de la Commission des affaires culturelles sur la situations des universités*. Annexe au procès-verbal de la séance du 21 janvier 2004, Sénat, Paris.

Le renforcement de l'autonomie des universités en France

— Autour du projet de loi sur l'autonomie des établissements d'enseignement supérieur
(loi sur la modernisation universitaire) en 2003 —

Jun OBA*

Traditionnellement, l'autonomie a été considérée comme un des attributs des universités, mais celle-ci a été plus ou moins encadrée par les règlements de l'autorité publique, comme ceux émanant du concept français de service public. Toutefois, son renforcement devient nécessaire, d'autant plus que l'environnement qui entoure les universités change rapidement — diversification des effectifs étudiants et hétérogénéité très forte de leurs attitudes, professionnalisation des enseignements en réponse aux besoins locaux, formation tout au long de la vie, validation de la recherche, internationalisation de l'enseignement supérieur, etc. — et que les attentes à l'égard de chaque établissement deviennent extrêmement diverses. Aujourd'hui, l'autonomie des universités est le seul moyen pour que chacune d'entre elles atteigne des objectifs définis, et constitue un enjeu majeur pour l'enseignement supérieur de tous les pays.

En citant l'exemple du projet de loi sur l'autonomie des établissements d'enseignement supérieur (loi sur la modernisation universitaire), présenté par Luc Ferry en 2003 et finalement abandonné l'année suivante, le présent document a pour objectif d'étudier les conditions nécessaires pour renforcer l'autonomie universitaire. Ce projet de loi a suscité nombre d'interrogations en ce qui concerne l'autonomie universitaire — renforcement de la présidence et cogestion par les constituants incluant les étudiants, responsabilisation et évaluation, participation de personnes externes au gouvernement universitaire, mutualisation des moyens entre les universités et éventuellement leur regroupement, autonomie en matière de personnel et de financement, etc.

Tandis que l'autonomie universitaire représente une cogestion d'un établissement d'enseignement supérieur par le président et les instances centrales en France, elle a plutôt été synonyme d'autogouvernement par le conseil de faculté au Japon, même si l'indépendance en matière de pédagogie et de recherche vis-à-vis de l'État reste un caractère commun pour les deux pays. Une telle situation a été contestée par la désétatisation des universités nationales (universités d'État) en avril 2004 au Japon. Les nouvelles universités nationales sont censées définir leurs propres politiques et les mettre en œuvre stratégiquement pour une meilleure qualité de formation et de recherche. La dotation de l'État est globale incluant la rémunération du personnel et le patrimoine est géré par l'université; la participation de personnes externes est institutionnalisée incluant la sélection du président d'université; par ailleurs, le système d'évaluation a été mis en place. Tous ces objectifs ont été inclus dans le projet Ferry.

* Maître de conférences, Institut de recherche pour l'enseignement supérieur, Université de Hiroshima

Par contre, les questions sur la sélection à l'entrée des universités et les frais de scolarité, étroitement liées avec l'égalité de chance et évoquées par des syndicats étudiants français, sont peu contestées au Japon. Mais elles doivent être considérées avec d'autant plus d'attention que l'écart entre classes sociales se creuse significativement au Japon. En plus, la participation des étudiants à la vie universitaire reste marginale, et doit légitimement se développer.

